

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則改正の概要

1 改正点

- ・第3条第2項、登録簿の閲覧時間を、「午後5時30分まで」を「午後5時15分まで」に改める。

2 改正理由

- ・職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例が改正されたことに伴い、登録簿の閲覧時間を変更する。

3 施行期日

- ・平成22年1月1日。